

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【令和元年度決算ベース】

令和元年10月1日より消費税率（国・地方）が8%から10%に引き上げられました。その趣旨は、地方の社会保障や地方財政の健全化に寄与するものであり、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和元年度風間浦村一般会計決算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 14,466 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 288,643 千円

(単位：千円)

事業名		令和元年度 決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	83,068	60,798	0	0	1,732	20,538
	高齢者福祉事業	31,657	0	0	859	2,395	28,403
	児童福祉事業	73,410	13,943	0	2,130	4,459	52,878
	母子福祉事業	4,670	1,044	0	0	282	3,344
	小 計	192,805	75,785	0	2,989	8,868	105,163
社会 保険	介護保険事業特別会計繰出金	42,111	2,745	0	0	3,061	36,305
	国民健康保険事業特別会計繰出金	27,413	12,694	0	0	1,145	13,574
	後期高齢者医療特別会計繰出金	11,863	7,234	0	0	360	4,269
	小 計	81,387	22,673	0	0	4,566	54,148
保健 衛生	疾病予防対策事業	4,365	0	0	0	339	4,026
	健康増進対策事業	10,086	1,174	0	0	693	8,219
	小 計	14,451	1,174	0	0	1,032	12,245
合 計		288,643	99,632	0	2,989	14,466	171,556